

令和5年度

茨木市立彩都西中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導法をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法第一章＞

学校教育目標

学ぶ・つながる・挑戦する

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。＜いじめ防止対策推進法＞

※いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が安心して、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

(3) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(いじめ防止対策推進法)

※保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への対応の重要性についての認識を地域全体に広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

< 構成員 >

校長(チーフ)、教頭、生徒指導コラボレーター、首席、生徒指導主事(生活指導担当)、学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

< 活 動 >

・ いじめ防止に関すること

※学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、生徒への指導案、教職員研修等の企画・運営等に関する中核としての役割。

・ いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

※「いじめ防止対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割をになうため、教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

・ いじめ事案への対応に関すること

※いじめの疑いに関わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

< 開 催 >

・ 週1回(金曜5限)を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの未然防止

生徒等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめの問題を自分たちの問題と捉える、生徒の自己指導能力を育成する。

また、校内指導体制を確立し、家庭・地域との連携を強化する。

ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進(人権意識と生命尊重の態度の育成)

・ 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導等に努める。すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を

継続する。

- イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
 - ・生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校生活の中で、生徒の発達段階に応じて、「学ぶ・つながる・挑戦する」の学校教育目標を推進し、自己肯定感を高める。
 - ウ 安心・安全な学校作りの推進
 - ・障がいのある児童、外国につながる児童生徒、性的マイノリティの児童生徒、災害等で避難している児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒をはじめすべての児童生徒にとって安心・安全な学校づくりに努める。
 - エ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
 - ・いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取り組みを実践する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用する。
 - オ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実（生徒の自己指導能力の育成）
 - ・生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。
 - カ 校内指導体制の確立
 - ・特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
 - キ 教職員の資質能力の向上
 - ・いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
 - ク 家庭・地域、関係機関との連携強化
 - ・家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。
 - ケ 学校基本方針の周知
 - ・年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
 - コ 学校基本方針による取組の評価
 - ・学校基本方針による取組の状況について、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。
- ②いじめの早期発見のための措置
- 子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、さらには、「目安箱」の設置により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ア いじめ調査等の定期的なアンケートや個人面談等の実施
 - ・生徒対象 生活アンケート 年3回（6月、11月、2月）
 - イ いじめ相談体制の整備
 - ・相談体制の整備 【窓口：生徒指導主事】
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ウ 情報の収集
 - ・生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制の構築
 - エ 相談機関等の周知
 - ・学校以外の相談窓口について、周知や広報の継続

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

カ 教職員による観察や情報交換

- ・どのクラスにもいじめ的な人間関係が起こりうることへの知識と理解
- ・いじめが起こりやすい人間関係、グループ内人間関係をあらかじめ把握・理解
- ・いじめが発生すれば、必ずシグナルが出る子どもの変化(遅刻、不登校、成績の変化、顔色、顔つき、表情、おどおど感、不安げな表情、落ち着きのなさ等)への気づき
- ・子どもの訴え、周囲の友人からの情報が入ってきたときに慎重な対応をする。子どもの表面的な反応(曖昧な解答やいじめはないとの回答だけで)に惑わされない
- ・相談しやすい関係づくり、普段からのコミュニケーション
- ・生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫(5W1H 気づきメモなど)の実施

③いじめに対する措置

- ア 慌てず、混乱せず、場当たりの、対処療法的な対応にならないようにし、スクールソーシャルワークの視点から「アセスメント(理由・原因の見立て・情報収集)」と「プランニング」、「チーム対応」をする。
- イ シグナルを発見したとき、不安を感じたときには、直ちにチーム対応をスタートさせる。関係する教職員により、いじめ防止委員会を開く。
- ウ 事実調査の明確なステージを設けることと、その調査方法のプランニングに基づいて、具体的な事実関係についての調査を行う。
- エ 事実の認定、いじめの原因となっている関係性、加害行為・加害生徒等の背景・原因、被害状況、周りの生徒たち等の関与の程度とその背景等についてアセスメント(理由・原因の見立て・情報収集)を行う。
- オ アセスメントに基づいて、被害生徒への支援・ケア、加害生徒への対応・支援、各保護者への対応、周囲の子どもや保護者への対応、その他の危機管理的対応などについて、総合的な作戦(プランニング)を立てる。後手に回らず、目的を設定して積極的に動く。(生徒の安全確保のステージと人間関係のステージを意識してプランニングする。)
- カ 加害生徒と被害生徒の双方の保護者に対し、認定した事実を前提に、支援・対応方針等を早期に説明する。
- キ 保護者対応等が困難なケースにおいても、常に、生徒の最善の利益を意識して、対応する。生徒が置き去りにされることがないように注意する。
- ク 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- ケ 深刻ないじめ、犯罪に該当すると思われるいじめについては、市教育委員会、児童相談所、警察等などの関係機関と連携して対処する。
- ※事実を隠したり、ふたをすること、事なかれで対応すること、解決を放置すること等がないように、積極的に解決に向けて、動いていくこと、仕掛けていく。

④重大事態への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合

上記のような場合は次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポート

チームと連携し、適切な調査を実施する。(調査を行う組織の構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する)

また、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

さらに、聞き取りについては、次の場合に分けて対処を行う。

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聞き取る。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会や関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

ウ いじめられた児童生徒が死亡した時の場合

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合において、教育委員会と連携して調査を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

なお、上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑥学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点

を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

組織的ないじめ対応イメージ

①いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用による教職員の指導力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 道徳教育などの充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

②いじめの情報

③ 情報の収集

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民等から「いじめ防止対策委員会（※注）」に情報収集。

④指導・支援体制の組織化

- 「いじめ防止対策委員会」で指導・支援体制を組む。

関係機関

⑤-A 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害ともの家庭訪問等を行い、事実関係の伝達、今後の学校との連携方法について話し合う。

（※注）：「いじめ防止対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者等から構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

令和5年度 いじめの防止等に関する年間計画

	学校	生徒	保護者	地域・その他		
4月	い じ め 防 止 対 策 委 員 会 (定 例)		・校内研修①(基本方針の共通理解・指導計画等) ・支援(あさぎ生徒の理解) ・学級学年づくり ・人間関係づくり ・道徳	・学級懇談会 ・授業参観		
				保護者向け啓発		
5月			・学級学年づくり ・人間関係づくり ・研究授業	いじめ防止キャンペーン	・家庭訪問	・学校協議会
6月					土曜参観・地域参加の研修会	・教育相談会 ・青少年健全運動協議会
				いじめアンケート①		
7月					三者懇談	
8月			・校内研修②			・生徒理解研修
9月			・道徳			
10月						・教育相談会
11月					・学級懇談会	・授業参観
				いじめアンケート②		
					PTA主催研修会	
12月	・研究授業			・学校協議会		
			三者懇談			
		いじめ防止キャンペーン				
1月	・道徳			・いじめ不登校シンポジウム		
		学校教育自己診断				
2月		いじめアンケート③				
			進路懇談			
3月	検証・総括			・学校協議会		

【学校いじめ防止基本方針策定及びいじめ防止対策委員会設置のためのチェックリスト】

《チェックリスト》

項目	チェック	番号	内容
学校いじめ防止基本方針の策定	<input type="checkbox"/>	(1)	・国や県の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	<input type="checkbox"/>	(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
	<input type="checkbox"/>	(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	<input type="checkbox"/>	(4)	・生徒会活動など、生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(5)	・PTAや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(6)	・基本方針は、年度始めに保護者へ説明したり、学校のホームページ上で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会の設置	<input type="checkbox"/>	(7)	・「いじめ防止対策委員会」を設置している。
	<input type="checkbox"/>	(8)	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	<input type="checkbox"/>	(9)	・定例会議を毎月1回開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
総括	<input type="checkbox"/>	(11)	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正している。

【取組評価アンケート】

生徒のみなさんへ	
あなたは、3学期…1月11日から今日までの期間、次のようなことを友だちなどからされて、「イヤな思い」をしたことはありませんか。	
以下の問1は必要な内容の記入を、問2～15については①または②に○してください。	
問1.	()年()組()番 名前()
相手のこと	
問2. あなたのまわりで、「いじめ」または「いじめと思われる行為」を見たことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
自分のこと	
問3. 特定の人やグループから「いじめ」を受けたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問4. 特定の人やグループから冷やかしかやからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問5. 仲間はずれ、集団により無視されたことがあり、嫌な思いをしたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問6. 特定の人やグループから騒ぐぶつかられたり、たたかれたり、けられたりして、嫌な思いをしたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問7. 特定の人やグループからひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりして、嫌な思いをしたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問8. 特定の人やグループにお金や品物をとられたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問9. 特定の人やグループにお金や品物を隠されたり、盗まれたり、こわされたり、すてられたりされたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問10. 特定の人やグループからいやなことやはずかしいこと、あぶないことをされたり、させられたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
問11. 特定の人やグループからSNS上でいやなことを言われたり、書かれたことがある。	(①はい ・ ②いいえ)
相談	
問12. いやなことがあった時に、相談できる友達がいる。	(①はい ・ ②いいえ)
問13. いやなことがあった時、相談しやすい先生や大人がいる。	(①はい ・ ②いいえ)
問14. この学校で授業中や部活動中などに、体罰を受けたことがありますか。	(①はい ・ ②いいえ)
問15. 学校で授業中や部活動中などに、体罰を受けているのを見たことがありますか。	(①はい ・ ②いいえ)
☆いじめをすることは、人を傷つける恥ずかしい行為です。	
☆もし、いじめにあって悩んでいたら、一人で苦しまず、保護者の方や先生などあなたが話したいと思う大人に話してください。	
☆困ったときはみんながあなたを守ってくれます。	